

## オリンピック・パラリンピック等選手育成補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** オリンピック・パラリンピック（以下「オリンピック等」という。）をスポーツ振興の好機ととらえ、オリンピック等を目指す高い意欲や意識のある優秀な選手の育成を図るとともに、市民のスポーツに取り組む気運の醸成を図ることを目的とし、浦安市補助金等交付規則(昭和 53 年規則第 10 号)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象者)

**第2条** 補助対象者は、浦安市内に居住する者で競技団体、学校等から推薦された者、または自ら申請した者のうち、別に定める、オリンピック・パラリンピック等選手育成補助金育成選手選定委員会設置要綱に基づいて組織されるオリンピック・パラリンピック等選手育成補助金育成選手選定委員会において選定された選手とする。

(補助対象経費)

**第3条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、他からの補助金の交付を受けずに当該選手が負担する経費とする。

対象経費	内容	補助率
旅費	国内外の遠征試合・視察にかかる交通費、宿泊費	10/10
用具	スポーツ用具購入費及びスポーツ用具整備費	10/10
合宿費	強化合宿への参加料（交通費・宿泊費その他参加必要な諸経費）	10/10
会場使用料	練習会場、ミーティング会場、光熱費	10/10
指導者の招聘	指導料	10/10
運搬費	大型備品の搬送等にかかる費用	10/10
その他	市長が認める経費	10/10

(補助の回数)

**第4条** 申請は年度内1回とする。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、一人当たり10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

**第7条** 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る申請書等の審査を行い、交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（実績報告）

**第8条** 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業年度内に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動実績報告書（様式第4号）
- (2) 収支決算書（様式第5号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

**第9条** 市長は、前条の報告を受けた場合は、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

**第10条** 前項の規定により通知を受けた者は、請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の特例）

**第11条** 市長は、特に必要があると認める場合は、補助金を概算払いにより交付することができる。

- 2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、概算払交付請求書（様式第8号）を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた者は、第9条の規定により通知を受けたときは、すみやかに概算払精算書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。